わくわく津和野生活実現支援事業移住支援金交付要綱

令和元年６月21日

告示第55号

 (趣旨)

第１条　町の交付するわくわく津和野生活実現支援事業移住支援金(以下「移住支援金」という。)については、法令等、わくわく島根生活実現支援事業費補助金交付要綱(平成31年しま暮第583号)、同補助金実施要綱(平成31年しま暮第583号)、移住支援金の支援対象法人選定等に係る実施要領(平成31年しま暮第583号の２)、津和野町定住促進条例(平成17年津和野町条例第21号)及び津和野町定住促進条例施行規則(平成17年津和野町規則第18号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(移住支援金の目的及び交付)

第２条　津和野町は、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、島根県と共同して行うわくわく島根生活実現支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から津和野町に移住した者が、支援対象の求人を充足して定着に至った場合、テレワークをする場合、町の関係人口と認められた場合又は県が行うわくわく島根起業支援事業費補助金実施要領(平成31年中小第859号)(以下「県起業支援要領」という。)に基づく起業支援金事業の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

(交付金額)

第３条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円とし、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第４条　移住支援金の対象となる者は、第１号の要件を満たし、かつ、第２号、第３号、第４号又は第５号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第６号の要件を満たす者とする。

(1)　移住等に関する要件　次に掲げるアからウまで全てに該当すること。

ア　移住元に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ)　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。)

(ウ)　ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ　移住先に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　島根県が定める本事業の詳細を移住希望者に対して公表する日以降に転入したこと。

(イ)　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

(ウ)　津和野町に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ)　日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ)　その他島根県又は津和野町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2)　就職に関する要件

ア　一般の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ)　就業先が、島根県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ)　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の支援対象法人に就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

(オ)　(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ)　移住支援金の支援対象法人に、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。)の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の支援対象法人に就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

(ウ)　当該就職先において、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3)　テレワークに関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4)　関係人口に関する要件　転入時に50歳未満で次に掲げる事項のいずれかに該当すること

ア　津和野町内にある団体や集落、企業が主催する地域活動やイベント等に参加経験を有する者

イ　定住・関係人口に関するイベント等に参加経験を有する者

(5)　起業に関する要件　１年以内に島根県が県起業支援要領に従い実施する起業支援金事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6)　世帯に関する要件(２人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ)　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、別途、島根県が定める本事業の詳細を移住希望者に対して公表する日以降に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第５条　移住支援金の申請者は、わくわく津和野生活実現支援事業移住支援金交付申請書(様式第１号)及び移住先の就業先の就業証明書(島根県が定める様式)に加え、前条第１号の要件を満たし、かつ、第２号、第３号、第４号又は第５号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第６号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第６条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにわくわく津和野生活実現支援事業移住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第２号)により、当該申請者に通知する。審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の請求)

第７条　交付決定者は、移住支援金の支払を受けようとするときは、わくわく津和野生活実現支援事業移住支援金請求書(様式第３号)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第８条　津和野町及び島根県は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第９条　町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして島根県及び津和野町が認めた場合は、この限りではない。

(1)　全額の返還　次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した津和野町から転出した場合

ウ　第４条(２)ア、イに該当する場合において、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　県起業支援要領に基づく起業支援金事業に係る交付決定を取り消された場合

(2)　半額の返還　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した津和野町から転出した場合

(その他)

第10条　この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、島根県と津和野町が協議して定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和２年３月23日告示第９号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年12月27日以降に転入した者に対して支給する移住支援金から適用する。

附　則(令和３年３月22日告示第35号)

この告示は、公布の日から施行し、令和３年２月18日以降に転入した者に対して支給する移住支援金から適用する。

附　則(令和４年４月１日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行し、令和４年４月１日以降に転入した者に対して支給する移住支援金から適用する。

　　附　則(令和５年３月27日告示第31号)

この告示は、令和５年４月１日から施行する。